

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項第1号から第5号までに該当する特定計量器の定期検査については、平成19年7月1日から同年8月31日までの間に、当該特定計量器の所在の場所で行う。

平成19年2月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 定期検査の対象となる特定計量器

非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり

2 定期検査を行う区域、期日及び場所

検査区域	検査期日		検査場所
三 豊 市	4月10日（火）	10：00～15：00	豊中町農村環境改善センター
	4月11日（水）	10：00～15：00	豊中町農村環境改善センター
	4月12日（木）	10：00～15：00	詫間支所
	4月13日（金）	10：00～15：00	詫間支所
	4月16日（月）	10：00～15：00	詫間支所
	4月17日（火）	11：00～12：00	詫間支所粟島出張所
	4月18日（水）	10：00～15：00	仁尾町体育センター
	4月19日（木）	10：00～15：00	仁尾町体育センター
	4月20日（金）	10：00～15：00	三野支所
	5月7日（月）	10：00～15：00	山本町農村環境改善センター
	5月8日（火）	10：00～15：00	財田支所
	5月9日（水）	10：00～15：00	高瀬町農村環境改善センター
5月10日（木）	10：00～15：00	高瀬町農村環境改善センター	
三豊市（再検査）	5月17日（木）	10：00～12：00	豊中町農村環境改善センター
善 通 寺 市	5月11日（金）	10：00～15：00	善通寺市民会館
	5月14日（月）	10：00～15：00	善通寺市民会館
	5月15日（火）	10：00～15：00	善通寺市民会館
	5月16日（水）	10：00～15：00	善通寺市民会館
善通寺市（再検査）	5月21日（月）	10：00～12：00	善通寺市民会館
観 音 寺 市	5月22日（火）	10：00～15：00	豊浜支所
	5月23日（水）	10：00～15：00	豊浜支所
	5月24日（木）	10：00～15：00	大野原町中央集会場
	5月28日（月）	10：00～15：00	大野原町中央集会場
	6月5日（火）	10：00～15：00	観音寺市西公民館
	6月6日（水）	8：50～9：40	観音寺市伊吹公民館
		10：00～12：00	観音寺市伊吹丸事務所
	6月7日（木）	10：00～15：00	観音寺市西公民館
	6月8日（金）	10：00～14：00	観音寺市柞田公民館
	10：00～11：30	観音寺市木之郷コミュニティセン	

	6月12日 (火)		ター
		13:00~15:00	観音寺市栗井公民館
	6月13日 (水)	10:00~11:30	観音寺市豊田公民館
		13:00~15:00	観音寺市一ノ谷総合コミュニティセンター
	6月14日 (木)	10:00~11:30	観音寺市高室公民館
		13:00~15:00	香川県農協常磐支店
	6月15日 (金)	10:00~15:00	観音寺市民会館
6月18日 (月)	10:00~15:00	観音寺市民会館	
6月20日 (水)	10:00~15:00	観音寺市民会館	
観音寺市 (再検査)	6月25日 (月)	10:00~12:00	観音寺市民会館